

# 北陸大学産学官連携に関する秘密情報管理ポリシー

2019年2月25日  
第624回常任理事会制定

## 1. 目的

北陸大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神のもとに教育・研究・社会貢献を大学の使命と捉え、研究成果を広く社会に還元するべく産学官連携活動を推進していく必要がある。産学官連携活動に積極的に取り組むにあたり、本学が取得した、企業等の秘密として保持すべき情報（以下、「秘密情報」という。）に関して、企業等が安心して重要な知見を提供し、研究者が共同研究等で成果を出せるよう、本学は、秘密情報を組織的に管理、保護する。産学連携活動を推進し、社会貢献を果たすため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方として、次のとおり産学官連携に関する秘密情報管理ポリシーを定める。

## 2. 用語の定義

### (1) 営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）

「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいう。

### (2) 共同研究等

秘密情報の取得を伴う共同研究、受託研究をいう。ただし、大学・公的機関のみとの共同研究等は含まない。

## 3. 対象者と対象範囲

(1) 本ポリシーの対象者は、教職員等及び学生とする。教職員等とは、本学の教員、職員、研究員、その他本学に雇用された者及び産学官連携活動の担当で本学から職名（客員教授）等を付与された者をいう。学生とは、共同研究等に参画し、秘密情報を入手し、又は、入手する予定のある学生をいう。

(2) 本ポリシーが対象とする秘密情報は、本学が産学官連携活動に関して秘密保持義務の対象とする情報のうち、個人情報以外の情報をいう。

(3) 本ポリシーの対象となる秘密情報の種類は、次に該当するものとする。

- ①本学が独自で保有する秘密情報のうち、産学官連携に資する秘密情報
- ②共同研究等に伴い、本学が秘密保持義務を負うことを前提に、相手先企業等から提供された秘密情報
- ③産学官連携による成果に含まれ、相手先企業等が指定し本学がそれに同意する秘密情報

## 4. 基本原則

(1) 本学独自で保有する秘密情報は、研究成果の公表を原則とする大学の社会的役割に鑑み、秘密保持とのバランスの下で管理する。

- (2) 相手先企業等と共有する秘密情報は、相手先企業等に対して不利益を生じさせることがないように管理する。
- (3) 秘密情報の管理に際しては、その重要度に応じて濃淡をつけて管理する。濃淡の区分は、次のとおりとする。
- ①レベル3 漏えい等により、企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、相手先企業又は本学の業務等に深刻かつ極めて重大な損失等の影響を及ぼす秘密情報
  - ②レベル2 相手先企業等から受領した秘密情報のうち当該企業等から特定の制限が課された秘密情報で、漏えい等により、相手先企業又は本学の業務等に重大な影響を及ぼすもの。
  - ③レベル1 相手先企業等から受領した秘密情報のうち、機密としての保護は必要としないが、その漏えい等が、相手先企業等又は本学の業務等に影響を及ぼすおそれがあるもの。
- (4) 秘密保持義務を負う産学官連携活動に学生等を参画させる場合は、学生が教育を受ける権利を有し、研究成果を公表し、就職活動が想定される存在であることを十分に考慮し、学生の自主的意思を尊重し、過度な責任を生じさせないように留意するとともに、秘密保持義務により学生等に不利益が生じないように十分配慮する。

## 5. 管理体制

### (1) 最高責任者

秘密情報の管理における重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、秘密情報最高責任者を置き、学長をもって充てる。

### (2) 管理責任者

秘密情報を管理するために、共同研究等の契約等で定める研究代表者を、秘密情報管理責任者とする。

## 6. 法令遵守

本学は、不正競争防止法（平成5年法律47号）及び関連する法令を遵守し、産学官連携活動の推進に努めるとともに、秘密情報漏えいに関わる紛争を未然に防止するものとする。

## 7. 罰則等

故意又は重大な過失により秘密情報を漏えいした者その他関係する者は、学校法人北陸大学就業規則等による処罰の対象とする。

## 8. 改廃

本ポリシーの改廃は、常任理事会において行うものとする。

以上